

第127号議案

長崎市の交流拠点施設(MICE)建設の凍結に関する住民投票条例について

目次	ページ
長崎市の交流拠点施設(MICE)建設の凍結に関する住民投票条例の規定に係る長崎市が考える文言の不備について	1～4

文化観光部
総務部
平成30年11月



長崎市の交流拠点施設（MICE）建設の凍結に関する住民投票条例の規定に係る長崎市が考える文言の不備について

議案（請求者の条例案）	不備と考えられる箇所
<p>第1条（略）</p> <p>（住民投票）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢において、住民による投票（以下「住民投票という。」）を行う。</p> <p>(1) 「MICE」建設の凍結について賛成 「MICE」建設の凍結について反対</p> <p><u>2</u> 住民投票は、住民の意思が反映されるものでなければならない。</p> <p>（住民投票の執行）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市長は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第180条</u>の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を長崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会という。」）に<u>委託</u>することができる。</p> <p>（住民投票の期日）</p> <p>第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（住民投票）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、次の各号の選択肢において、住民による投票（以下「住民投票<u>」</u>という。）を行う。</p> <p>(1) 「MICE」建設の凍結について賛成</p> <p><u>2</u> 「MICE」建設の凍結について反対</p> <p><u>2</u> 住民投票は、住民の意思が反映されるものでなければならない。</p> <p>（住民投票の執行）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 市長は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第180条の2</u>の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を長崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会<u>」</u>という。）に<u>委任</u>することができる。</p> <p>（住民投票の期日）</p> <p>第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>

議案（請求者の条例案）	不備と考えられる箇所
<p>3 市長は、<u>前項</u>の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。</p> <p>（投票資格者）</p> <p>第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 投票日において年齢<u>18歳</u>以上の日本国籍を有する者。</p> <p>(2) 前条<u>第3条</u>の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市・<u>特別区・町村を含む。</u>）から本市に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第22号</u>の規定により<u>届け出をしている者は、当該届け出をした日</u>から、引き続き3月以上本市の<u>基本台帳</u>に記載されている<u>こと</u>。投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日<u>において本市に住所を有しないものを除く。前項と同じ。</u>）は市長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定に係わらず投票日において公職選挙法（<u>昭和昭和</u>25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律<u>195号</u>）第28条の規定により選挙権を有しないとされるものは、住民投票の投票資格を有しない。</p>	<p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。</p> <p>（投票資格者）</p> <p>第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 投票日において年齢<u>満18歳</u>以上の日本国籍を有する者。</p> <p>(2) 前条<u>第3項</u>の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（<u>特別区を含む。</u>）<u>町村</u>から本市に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第22条</u>の規定により<u>届出をした者については、当該届出をした日</u>）から、引き続き3月以上本市の<u>住民基本台帳</u>に記載されている<u>者</u>（投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。<u>次項において同じ。</u>）<u>において本市に住所を有しない者を除く。</u>）</p> <p>2 前項の規定に係わらず投票日において公職選挙法（<u>昭和</u>25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律<u>第194号</u>）第28条の規定により選挙権を有しないとされるものは、住民投票の投票資格を有しない。</p>

議案（請求者の条例案）	不備と考えられる箇所
<p>（投票有資格者名簿の調整）</p> <p>第6条 市長は投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調整しなければならない。</p> <p>（投票の様式）</p> <p>第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定に係わらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をする事ができる。</p> <p>4 第2項の規定に係わらず、投票人は、規則に定めるところにより、点字投票をする事ができる。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（無効投票）</p> <p>第9条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>第1号・第2号 （略）</p> <p>(3) ○の記号のほか、多事を記載したもの</p> <p>第4号～第6号 （略）</p>	<p>（投票有資格者名簿の調製）</p> <p>第6条 市長は投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。</p> <p>（投票の方式）</p> <p>第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定に係わらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をする事ができる。</p> <p>4 第2項の規定に係わらず、投票人は、規則に定めるところにより、点字投票をする事ができる。</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（無効投票）</p> <p>第9条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。</p> <p>第1号・第2号 （略）</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>第4号～第6号 （略）</p>

議案（請求者の条例案）	不備と考えられる箇所
<p>（情報の提供）</p> <p>第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な交流拠点施設（<u>MISU</u>）建設に関する情報を、公平かつ公正に提供するように努めるものとする。</p> <p>第11条～第16条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>（情報の提供）</p> <p>第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な交流拠点施設（<u>MICE</u>）建設に関する情報を、公平かつ公正に提供するように努めるものとする。</p> <p>第11条～第16条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>